

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等の被害者保護のための住民基本台帳事務における支援措置の実施について

1 趣旨

- 総務省では、「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー被害者保護のための住民基本台帳閲覧、写しの交付に係るガイドライン研究会」を、平成15年11月から開催し、本研究会は、平成16年3月31日、報告書を作成しました。
- 総務省は、本研究会の報告書に基づき、省令及び事務処理要領の改正を行いました。これらに基づき、平成16年7月1日より、地方公共団体において統一的に支援措置が講じられることとなりました。

2 整備した省令等

- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令の一部を改正する省令
- 戸籍の附票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令
- 住民基本台帳事務処理要領の一部改正

3 支援措置の概要

1 目的

ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者を保護するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧（住民基本台帳法（以下「法」という。）11条）、住民票の写し等の交付（法12条）及び戸籍の附票の写しの交付（法20条）について、不当な目的により利用されることを防止する。

2 申出の受付

市区町村長は、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者から、3に掲げる支援措置の実施を求める旨の申出を受け付ける。

申出を受け付けた市区町村長は、支援措置の必要性について、警察等の意見を聴き、確認する。

3 支援措置

加害者が判明している場合、加害者からの請求については、「不当な目的」（法11、12、20条）があるものとし、交付しない又は閲覧させない。

その他の第三者からの請求については、加害者が第三者になりすまして行う請求に対し交付する又は閲覧させることを防ぐため、住民基本台帳カード等の写真が貼付された身分証明書の提示を求めるなど、本人確認をより厳格に行う。

また、加害者からの依頼を受けた第三者からの請求に対し交付する又は閲覧させることを防ぐため、請求事由についてもより厳格な審査を行う。

（住民基本台帳の一部の写しの閲覧）

第十一条 何人でも、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）に係る部分の写し（第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあつては、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載した書類。以下この条及び第五十条において「住民基本台帳の一部の写し」という。）の閲覧を請求することができる。

- 2 前項の請求は、請求事由その他総務省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合には、この限りでない。
- 3 市町村長は、第一項の請求が不当な目的によることが明らかなとき又は住民基本台帳の一部の写しの閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができる。

（住民票の写し等の交付）

第十二条 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し（第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。）又は住民票に記載をした事項に関する証明書（以下「住民票記載事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

- 2 何人でも、市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者以外の者であつて当該市町村が備える住民基本台帳に記録されているものに係る住民票の写しで第七条第十三号に掲げる事項の記載を省略したもの又は住民票記載事項証明書で同条第一号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項に関するものの交付を請求することができる。
- 3 前二項の請求は、請求事由その他総務省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合には、この限りでない。
- 4 市町村長は、特別の請求がない限り、第一項の住民票の写しの交付の請求があつたときは第七条第四号、第五号及び第九号から第十四号までに掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを、第二項の住民票の写しの交付の請求があつたときは同条第四号、第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを交付することができる。
- 5 市町村長は、第一項又は第二項の請求が不当な目的によることが明らかなときは、これを拒むことができる。
- 6 第一項又は第二項の請求をしようとする者は、郵便その他の総務省令で定める方法により、これらの規定に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の送付を求めることができる。

「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」の開催

総務省では、「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」を開催し、住民基本台帳の閲覧制度等について、有識者による専門的な検討を行うこととしました。

1 趣旨

住民基本台帳は、昭和42年の住民基本台帳法制定時から、住所を公証する唯一の公簿として、原則公開とされ、閲覧制度が設けられてきました。その後、個人情報保護の観点から、昭和60年及び平成11年の改正により、閲覧の対象を氏名、住所、性別及び生年月日からなる台帳の一部の写しに限定するとともに、不当な目的によることが明らかなき又は不当な目的に使用されるおそれがある場合等には閲覧の請求を拒否できることとする制度的整備が行われました。

閲覧制度は、現在でも、行政機関等の職務上の請求のほか、世論調査、学術調査、市場調査等に幅広く利用されているところですが、一方で、社会経済情勢の変化や個人情報保護に対する意識の変化などから、その見直しを求める意見が寄せられているところです。総務省では、これらを踏まえて、住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度のあり方について検討を行うこととします。

併せて、住民基本台帳に基づいて調製される選挙人名簿の抄本の閲覧制度のあり方等の課題についても検討を行うこととします。

2 検討事項

- 閲覧制度を存続させるべきか
- 存続させる場合に、閲覧できる主体と目的をどのように考えるべきか
- 個人情報保護の観点からどのような閲覧方法が考えられるか
- 選挙人名簿抄本の閲覧制度をどう考えるか
- その他

3 構成等

別添の開催要領に基づき開催します。

4 検討会スケジュール

平成17年5月11日（水）に初会合を行い、平成17年秋を目途に検討結果を整理し、公表します。

(別紙)

住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会メンバー名簿

(敬称略 50音順)

縣	忠明	産経新聞東京本社論説委員室論説委員
荒川	満	東京都総務局行政部長
石川	雅己	全国連合戸籍事務協議会会長(千代田区長)
稲葉	馨	東北大学大学院法学研究科教授
宇賀	克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
小田	尚	読売新聞東京本社論説委員
片木	淳	早稲田大学大学院公共経営研究科教授
北村	龍行	毎日新聞社論説室論説委員
清原	慶子	三鷹市長
小牧	次郎	全国市区選挙管理委員会連合会副会長
佐野真理子		主婦連合会事務局長
城本	勝	日本放送協会放送総局解説委員室解説委員
中田	宏	横浜市長
芳網	敏雄	千葉市選挙管理委員会委員長
堀部	政男	中央大学大学院法務研究科教授・一橋大学名誉教授
森本	昌義	(株)ベネッセコーポレーション代表取締役社長兼COO (日本経済団体連合会推薦)

(オブザーバー)

内閣府国民生活局個人情報保護推進室長
法務省民事局民事第一課長

スケジュール

○H17.5.11 第1回検討会

- ・ 大臣挨拶
- ・ 制度の紹介
- ・ 検討会の進め方等

実態調査

- ・ 全団体について閲覧の利用状況、審査内容、写しの編成方法調査
- ・ 抽出団体について詳細調査

○H17.6 第2回検討会

- ・ 実態調査結果等 報告
- ・ 論点整理

○H17.7 第3回検討会

- ・ ヒアリング

○H17.8 第4回検討会

- ・ 外国の制度
- ・ 論点整理

○H17.9 第5回検討会

- ・ 報告書（案）

○H17.10目途 第6回検討会

- ・ 最終報告